

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク取扱規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規程のシンボルマークとは、大雪山国立公園連絡協議会が決定した別図に掲げるものをいう。

（使用について）

第 3 条 次の場合には、シンボルマークの使用を承認する。

ただし、営利目的使用（第 5 条 営利目的使用の定義）の際は、大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク使用申請書（別記様式、以下「申請書」という。）を大雪山国立公園連絡協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- （１）大雪山国立公園連絡協議会の構成団体が非営利目的で使用する時
- （２）報道機関が報道又は広報の目的で使用する時

（使用目的の区分）

第 4 条 シンボルマークの使用承認は、申請書記載の使用目的に応じ営利目的使用と非営利目的使用に区分して取扱うこととする。

（営利目的使用の定義）

第 5 条 前条の営利目的使用とは、シンボルマークを商業宣伝に使用する時又は販売目的の商品に使用する時をいう。

（使用申請者の責務）

第 6 条 使用申請者は、使用申請を行った物品又は制作物に対し、第三者の商標権、意匠権、著作権等に関する一切の責任を負うものとする。

（使用承認の共通事項）

第 7 条 会長が行なうシンボルマークの使用承認は、当該申請者に対しシンボルマークを独占的に使用する権利を認めるものではないものとする。

（使用承認の制限）

第 8 条 次の各号に該当する時は、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- （１）大雪山国立公園連絡協議会の品位を傷つけ、又は大雪山国立公園の正しい理解の妨げになるようなとき。
- （２）シンボルマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。

- (3) 公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治家や政治団体の利益に供する目的をもって使用するとき。
- (5) 特定の宗教団体の利益に供する目的をもって使用するとき。
- (6) その他会長が使用について不適当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第9条 シンボルマークを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別図に定められた形状及び彩色を正しく使用し、規格外の使用をしないこと。
- (2) 承認された者は、申請書に記載された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。

(承認内容の変更)

第10条 シンボルマークの使用承認を受けたものが申請書の記載内容について変更しようとするときは、再度申請書を会長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(使用の改善)

第11条 会長は、シンボルマークの使用が、この規程及び承認内容に違背していると認められるときは、使用の改善を求めることができる。

(補 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク使用の取扱について必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この規程は、令和6年5月17日から施行する。

別記様式

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク使用申請書

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク取扱規程に基づき、大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマークを使用したいので、以下の通り申請します。

大雪山国立公園連絡協議会 会長 西木 光英 殿

申請年月日	令和	年	月	日
申請者住所				
申請者氏名				
電話番号/メールアドレス				
使用目的				
使用方法				
使用期間				
備考				

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク使用承認書

令和 年 月 日

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク取扱規程に基づき、大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマークの使用を承認します。ただし、取扱規程上の遵守規定等に違背した場合は、承認を取り消すことがあるので注意してください。

大雪山国立公園連絡協議会 会長 西木 光英

申請者氏名
使用条件 ① 使用物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真又は文書の提出、その他の方法をもって代えることができる。 ②

別図



※縦横比及び彩色の変更を行わないこと。

※モノクロで使用する際は本彩色のままモノクロ化を行うこと。